

【プラマーク製品の対象になるもの】



### プラスチック製のボトル類



●食用油・たれ・つゆ・  
ドレッシング・乳酸菌飲料  
などの容器

●洗剤・シャンプー・  
リンス・化粧品  
などの容器

●うがい薬・目薬  
などの容器

### プラスチック製のカップ・パック類



●カップめん・プリン・  
ゼリーなどのカップ

●卵のパック・果物・  
ハムなどのパック

●薬・化粧品・日用品  
などのケース

●乾電池等  
のパック

●コンビニ弁当・  
納豆・豆腐などの容器

### プラスチック製のトレイ(皿型容器)類

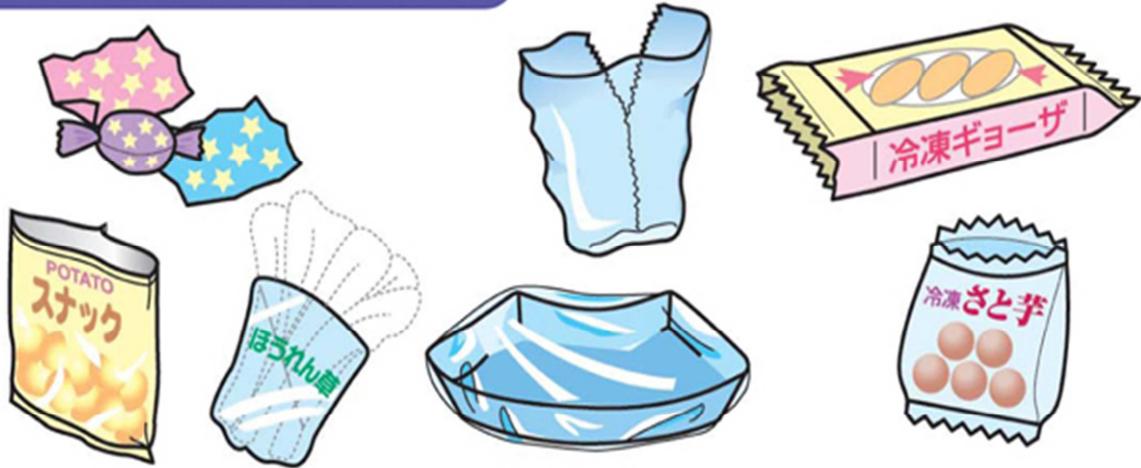


●果物などのトレイ

●お惣菜・生鮮食品・  
お寿司などのトレイ

●お菓子・海苔・  
カレールウ等の仕切りトレイ

## プラスチック製の袋・ラップ類

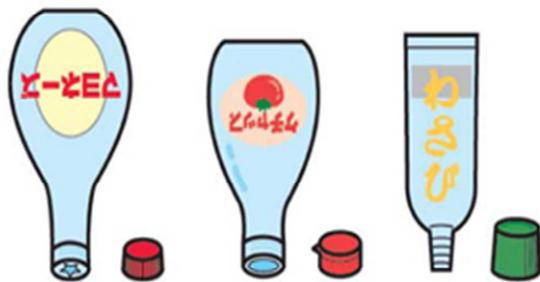


●パン・お菓子・野菜等の袋、  
あめなどの包み(個包装)

●生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、  
カップめん等の外側フィルム

●インスタント食品・  
冷凍食品などの袋

## プラスチック製のチューブ類



●マヨネーズ・ケチャップ・はみがき・ねりわさび等のチューブ



●レジ袋・衣料品・トイレトペーパー・  
日用品などの袋・詰替用洗剤の袋

## その他のプラスチック製容器包装



●スプレー缶・ガラスびん等の  
プラスチック製のフタ・ラベル

●みかん・たまねぎなどの  
ネット(中身は含まない)

●果物・家電製品などの商品を  
保護する発泡スチロールやシート

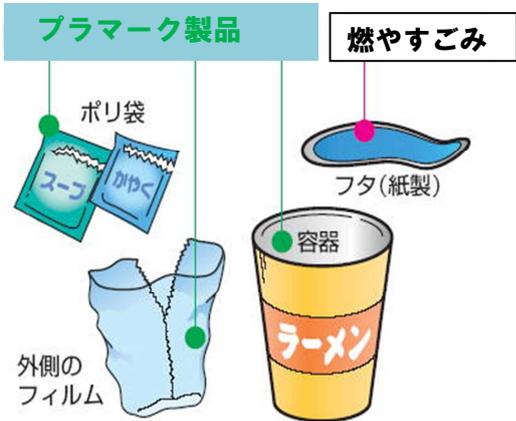
# 【プラマーク製品の分け方】

## プラスチック製のボトル

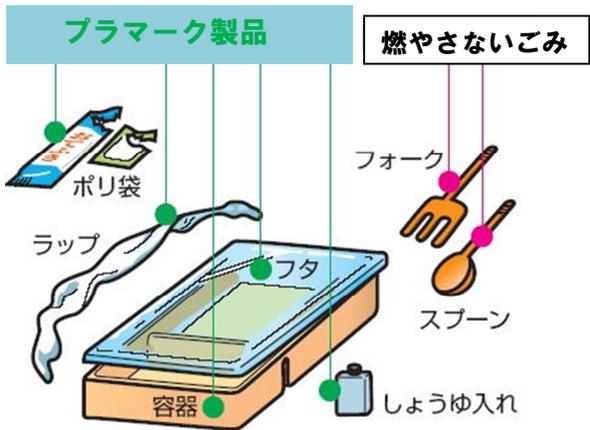
キャップやノズルを取り外して一緒に出してください



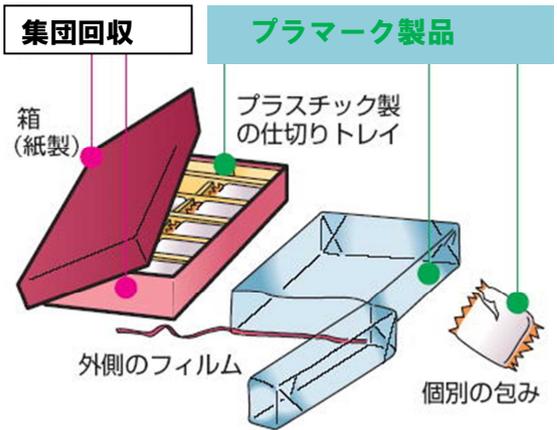
## カップめん



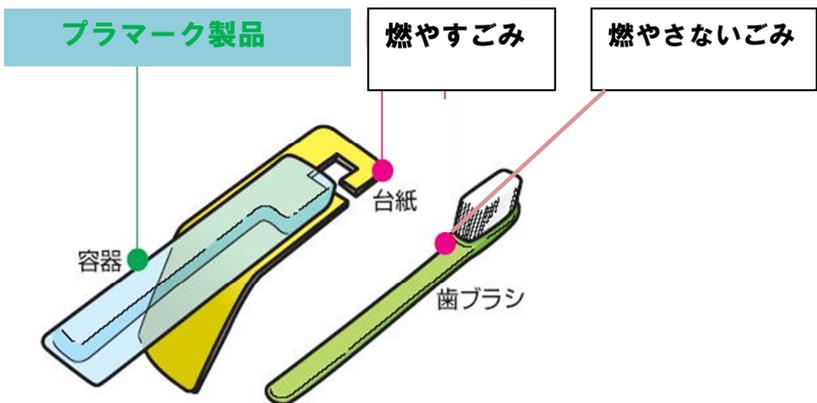
## コンビニ弁当



## 菓子



## 歯ブラシ

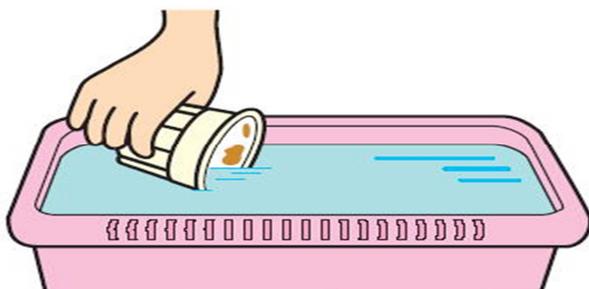


## 【プラマーク製品の出し方】

- ・食品の容器や袋など中身を使い切り、残りかすを取り除き出してください。



- ・食品などの残りかすがどうしても残る場合は、食器を洗ったあとの残り水などを利用してすすいでください。



- ・ペットボトルはプラマーク製品ではなく今までどおり、第1・3水曜日のリサイクル収集へお出してください。キャップ、ラベルは「プラマーク製品」の収集日にお出してください。

ペットボトル  
リサイクル収集日



キャップ  
プラマーク製品収集日



ラベル  
プラマーク製品収集日



ペットボトルには、ペットマークが表示されています。

- ・ プラマーク製品やその他のリサイクルごみを出す時は、レジ袋など小袋で二重にせず無色透明袋・白色半透明袋に直接入れてお出してください。

※ プラマーク製品やその他のリサイクルごみは収集後、収集袋を機械で取り除き中身を出し、手選別により異物の混入がないかを確認します。その際、袋が二重になっていると外側の袋は機械で取り除けませんが、内側の小さな袋は手作業で取り除く必要があり手選別作業に支障をきたします。



- ・ 紙製のラベルやシール（賞味期限や値段表示など）が貼ってある場合、簡単に取れるものは取って「燃やすごみ」で出してください。簡単に取れないものは、そのままプラマーク製品として出してください。



## 【プラマーク製品の対象にならないもの】

- ・ プラマーク製品があっても汚れが取れない場合は「燃やすごみ」に出してください。



ソースやケチャップの容器、からしが入っていたチューブ、レトルトの袋 など

- ・ プラマークのないプラスチック製品は「燃やさないごみ」に出してください。

材質はプラスチックでも、商品そのもの

- おもちゃ(プラスチック製)
- コンパクトディスク
- 食器(プラスチック製)
- 植木鉢(プランター)
- ボールペン・定規などの文具
- 洗面器・ハケツ(小穴いもの)
- ビニールサンダル
- ハンガーなど
- 歯ブラシ
- 使い捨てライター

燃やさないごみに出してください

## 【プラマーク製品の収集日】

プラ マ ー ク 製 品	曜日	収集地域
	月	栄1・2丁目、栄3・4丁目、清水、ハイツ西宇治 林、西武西林、ミサワ林
	火	田井、荒見、下津屋、下津屋団地、下津屋サンハイツ 島田、東島田、森、坊之池、野村、村東
	水	東佐山団地、久御山団地
	木	松陽台、サントウン佐山、佐山サンハイツ、大橋辺、北川顔 藤和田、近協パレス、中島、西一口、東一口、相島
	金	佐古、新開地、佐山、粉池、双栗、市田、鈴間

収集日の **朝8時30分** までに出してください（祝休日も収集します）

〈年末年始は除く〉

### **注意**

\*事業所などから出る「プラマーク製品」は産業廃棄物となり、町では収集できません。適正に自己処理をしてください。

\*火災の原因となるため、リチウムイオン電池などを「プラマーク製品」に出さないでください。

## 【プラマーク製品 Q&A】

### Q-1：プラマーク製品とは何か

A：食料品や日用品で、中身の商品を出したり、使ったりして不要になるプラスチック製の入れ物や袋のことです。

### Q-2：プラマーク製品は、なぜキレイにしないとイケないのか

A：ご家庭で1週間保管していただくのと同時に、処理施設で保管しますので、臭いなど衛生上の問題を発生しにくくするためです。  
また、汚れや異物があるとリサイクルとしての品質の低下となります。

### Q-3：プラマーク製品を出すためには、どの程度キレイにすればいいのか

A：まず、中身を残さないで出してください。汚れているものは、水で軽くすすぐか古紙や古布などでふき取ってください。

### Q-4：洗うと水や洗剤を使うし、下水も汚れかえって環境にわるいのでは

A：わざわざそのためにお湯や洗剤を使うのではなく、洗い物の残り水の活用やいらなくなった紙や布でふき取ってください。

### Q-5：汚れの取れないものはどうすればよいか

A：「燃やすごみ」として出してください。

### Q-6：プラスチック容器に貼ってある値札やラベルは、はがす必要があるのか

A：簡単に取れるものははがしていただき、はがしにくいものははがす必要はありません。

### Q-7：プラマーク製品は、集積所にどうやって出せばよいか

A：無色透明または白色半透明の中身が見える袋（レジ袋も可）にまとめて入れて収集日に出してください。

### Q-8：プラマーク製品は、形状や素材などで袋を分ける必要があるのか

A：種類ごとに袋を分ける必要はありません。ただし、袋の中に更に袋があると中間処理をするときに機械で中の小袋を破ることができませんので、1つの袋にそのまま入れてください。

**Q-9：ペットボトルもプラマーク製品と一緒に出してもよいか**

A：ペットボトルの本体は、第1・3水曜日のリサイクルの日に出してください。  
ペットボトルは、ポリエチレンテレフタレートという単一素材でできているので、ペットボトルだけで集めることでより、リサイクルしやすくなります。

**Q-10：ペットボトルのキャップとラベルは、どこに出すのか**

A：キャップやラベルはプラマーク製品の日にしてください。

**Q-11：発泡トレイや発泡スチロールは、どこにだすのか**

A：プラマーク製品の日にしてください。

**Q-12：プラスチック製のおもちゃやバケツはどうなるのか**

A：ご家庭で使用していたおもちゃやバケツは、それ自体が商品であるため、「燃やさないごみ」の日に出してください。

**Q-13：なぜ、「容器」と「包装」だけが分別収集の対象なのか**

A：容器包装リサイクル法では、商品を包んでいる容器や包装をリサイクルの対象としています。プラスチック製であっても、おもちゃやバケツなどの商品は法律の対象外であり容器包装と合わせたリサイクルができないため、従来通り「燃やさないごみ」として収集します。

**Q-14：家でよく使うラップは、プラマーク製品の日にしてもよいか**

A：プラマーク製品は商品を入れている容器や包装であり、商品として買ったラップはプラマーク製品ではないので「燃やさないごみ」の日に出してください。例えば、スーパーで買った惣菜を包装しているラップはプラマーク製品ですが、家庭で作った料理を保存するために使用したラップは、「燃やさないごみ」の日になります。

**Q-15：果物や花のラッピングはどうなるのか。**

A：お店で購入した時にラッピングしてもらったものであれば、果物や花は商品となりますのでプラマーク製品になります。

**Q-16：CDケースはどうなるのか**

A：プラマーク製品とは、中身の商品を取り出したり消費した後、不要になるものをいいます。CDケースの場合は、CDを保管するためもう一度使用することになります。そのため、燃やさないごみとなります。

**Q-17：かぜ薬などの錠剤が入った容器で、アルミはくのはくの付いたものはどうなるのか**

A：錠剤の容器でプラマークの表示があれば、プラマーク製品となります。また、アルミはくがついたままでも問題はありません。

**Q-18：スーパーやコンビニで弁当などについてくるスプーンの袋はどうなるのか**

A：サービスについてくるスプーンなどは、商品とセットで販売されることを想定したものであるため、スプーンなどを入れる袋は、プラマーク製品となります。ただし、スプーンなどについては、商品となるため「燃やさないごみ」となります。

**Q-19：防虫剤の容器や、脱臭剤の容器はプラマーク製品に該当するか**

A：中身が商品なので、使用後はプラマーク製品となります。

**Q-20：レジ袋はプラマーク製品に該当するか**

A：レジ袋は無料、有料を問わずプラマーク製品となります。

**Q-21：シャンプーやリンスなどのボトルはプラマーク製品に該当するか**

A：キャップやノズルも含めてプラマーク製品となります。  
ただし、キャップやノズルなどは取り外してから、一緒に入れてください。

**Q-22：段ボール箱の梱包に利用されるプラスチック製のひもやバンドはどうか**

A：ひもやバンドは物を入れるものでも包むものでもないため、プラマーク製品になりません。

**Q-23：タマネギやミカンのネットはプラマーク製品に該当するか**

A：プラマーク製品となります。

お問合せ / 住民課 生活衛生係

☎ 631-9917 / 45-3907